

## 平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名: 沖縄振興開発金融公庫)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
東京本部事務所賃貸借	沖縄振興開発金融公庫 会計役 平口愛一郎 東京都港区西新橋2-1-1	平成22年4月1日	興和不動産㈱ 東京都港区南青山1-15-5	経理規程第32条第1項 第二号 契約の性質又は目的 が競争を許さない場合	80,079,615	80,079,615	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから 場所が限定され、供給者が一に 特定されるため	5	
東京本部事務所共益費	沖縄振興開発金融公庫 会計役 平口愛一郎 東京都港区西新橋2-1-1	平成22年4月1日	興和不動産㈱ 東京都港区南青山1-15-5	経理規程第32条第1項 第二号 契約の性質又は目的 が競争を許さない場合	14,559,924	14,559,924	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから 場所が限定され、供給者が一に 特定されるため	5	
東京本部電気料金	沖縄振興開発金融公庫 会計役 平口愛一郎 東京都港区西新橋2-1-1	平成22年4月1日	興和不動産㈱ 東京都港区南青山1-15-5	経理規程第32条第1項 第二号 契約の性質又は目的 が競争を許さない場合	—	1,448,356	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから 場所が限定され、供給者が一に 特定されるため	5	単価契約
東京本部事務所清掃費	沖縄振興開発金融公庫 会計役 平口愛一郎 東京都港区西新橋2-1-1	平成22年4月1日	興和不動産ファンリ ティーズ㈱ 東京都港区六本木2-4-5	経理規程第32条第1項 第二号 契約の性質又は目的 が競争を許さない場合	3,613,680	3,613,680	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから 場所が限定され、供給者が一に 特定されるため	5	
財投機関価格付手数料	沖縄振興開発金融公庫 会計役 平口愛一郎 東京都港区西新橋2-1-1	平成22年4月1日	㈱格付投資情報セン ター 東京都中央区日本橋 1-4-1	経理規程第32条第1項 第二号 契約の性質又は目的 が競争を許さない場合	非公表	非公表	—	—	行政目的を達成するために不可 欠な特定の情報について、当該 情報を提供することが可能な者 から提供を受けるため	12	
本店電気料金	沖縄振興開発金融公庫 会計役 許田盛秀 沖縄県那覇市おもろまち 1-2-26	平成22年4月1日	沖縄電力㈱那覇支店 沖縄県那覇市旭町 114-4-5	経理規程第32条第1項 第二号 契約の性質又は目的 が競争を許さない場合	—	30,292,593	—	—	他に、当該サービスを提供するこ とが可能な者が存在しないため	8	単価契約
本店水道料金	沖縄振興開発金融公庫 会計役 許田盛秀 沖縄県那覇市おもろまち 1-2-26	平成22年4月1日	那覇市上下水道局 沖縄県那覇市おもろま ち1-1-1	経理規程第32条第1項 第二号 契約の性質又は目的 が競争を許さない場合	—	2,140,481	—	—	他に、当該サービスを提供するこ とが可能な者が存在しないため	8	単価契約
宿舍管理費	沖縄振興開発金融公庫 会計役 許田盛秀 沖縄県那覇市おもろまち 1-2-26	平成22年4月1日	ユアサハイム管理組合 法人 沖縄県浦添市2-22-6- 103	経理規程第32条第1項 第二号 契約の性質又は目的 が競争を許さない場合	1,331,880	1,331,880	100.0%	—	他に、当該サービスを提供するこ とが可能な者が存在しないため	5	

登記情報提供業務利用料	沖縄振興開発金融公庫 会計役 許田盛秀 沖縄県那覇市おもろまち 1-2-26	平成22年4月1日	(財)民事法務協会 東京都千代田区神田 淡路町2-8-5	経理規程第32条第1項 第二号 契約の性質又は目的 が競争を許さない場合	-	3,263,766	-	-	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について、当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるため	12	単価契約
後納郵便料金	沖縄振興開発金融公庫 会計役 許田盛秀 沖縄県那覇市おもろまち 1-2-26	平成22年4月1日	郵政事業(株) 東京都千代田区霞が 関1-3-2	経理規程第32条第1項 第二号 契約の性質又は目的 が競争を許さない場合	-	7,449,557	-	-	他に、当該サービスを提供することが可能な者が存在しないため	19	単価契約

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達に適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
  - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
  - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
  - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
  - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」